

北海道告示第10079号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項第8号に掲げるかれい固定式刺し網漁業(石狩湾海域及び日本海北部海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年1月27日

北海道知事 鈴木直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可区分	備考	
(1)漁業種類	(2)操業区域		(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数				(6)漁業を営む者の資格
かれい固定式刺し網漁業	石狩湾海域	石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から297度10分の線以南、神威岬突端から19度の線以東及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域。ただし、かれい固定式刺し網漁業の共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	8隻	20トン未満	後志総合振興局管内に住所を有する者	令和5年2月3日から同年3月2日まで	(1)	<p>1. 許可の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。</p> <p>2. 起業の認可の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第8条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から1に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3. 申請書の提出先は、申請者の住所地を所管する後志総合振興局又は石狩振興局産業振興部水産課とする。</p>
同上	石狩湾海域	石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から297度10分の線以南、神威岬突端から19度の線以東及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域。ただし、かれい固定式刺し網漁業の共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	28隻	同上	同上		(2)	<p>4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 なお、(9)は日本海北部海域に適用する。</p> <p>(1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、〇〇総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。</p> <p>(2) 海中に敷設する漁具の長さは、10,000メートル以内でなければならない。</p> <p>(3) 使用する刺し網の網目は、結節から結節までの長さが60.6ミリメートル以上の大きさでなければならない。</p> <p>(4) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p> <p>(5) 夜間敷設する漁具には、浮標灯を付けなければならない。</p> <p>(6) さけ・ます及び次に掲げるかにかが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ ペにずわいがに ウ ずわいがに エ たらばがに オ あぶらがに</p>
同上	日本海北部海域	久遠・島牧両郡界茂津多岬突端から297度30分の線以北、東経140度39.8分の線と、神威岬突端から19度の線で結ばれた線以西の海域であって、我が国の領海及び排他的経済水域内の海域。ただし、かれい固定式刺し網漁業の共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、4月1日から6月30日まで及び2月1日から3月31日まで						
同上	石狩湾海域	石狩市と増毛町の境界線と最大高潮時海岸線の交点から297度10分の線以南、神威岬突端から19度の線以東及び最大高潮時海岸線により囲まれた海域。ただし、かれい固定式刺し網漁業の共同漁業権の漁場区域を除く。	毎年、4月1日から翌年3月31日まで	3隻	20トン未満	石狩振興局管内に住所を有する者		(3)	<p>(7) 5月1日から6月15日までの間、なまこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。</p> <p>(8) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p> <p>(9) 我が国の領海及び排他的経済水域内の海域以外に立ち入ってはならない。</p>